

女人入眼の國

土田龍太郎

愚管抄七卷たれ人の著せりや、長く定かならざりしかど、撰者慈圓なること今や疑ふものなきは、證あかしとなれる簡牘のたぐひ近きころあれこれ世に出できたれるがゆゑなるべし。

入寂の後に慈鎮と諡せられしこの慈圓、法性寺關白太政大臣藤原忠通の六男に生れ、年若くして覺快法親王の室にて出家得度の後、叡山にて台密法華修學の功を積み、持戒行法に勵み怠らざりしすゑに天台座主に任ぜられ僧俗にわたりて齊しく仰がるる身となりたれど、かたへはまた生れつきたる大和歌の才のかしこかりしかば歌人の名を得たることおぼろげならずいとあまたなるその詠草、拾玉集に収まりて今に傳はりたり。

この慈圓、愚管抄の内にてむねと道理てふことをくりかへし説きてあくことなきは、すでに弘く知られぬれど、これにしもかぎらずほかにくさぐさのことを述べて、古へより今に至る國の移り變りのことわりをつぶさに考へたり。

道理の二字のいとも重きはさることなれども、今ここにとりわきて閱げみせまほしくおぼゆるは女人入眼てふ一語にて、げにこの一語に慈圓のこめし思ひの深きことただならずといふべし。

そも入眼とは、かねて位階ばかり記せし位記に姓名を書き入れて敍位を成り立たしむるをさ云ひたるなれど、そのみにもあらず、なにごとにもまれすでおほかたは成就したれどもなくてはあるまじきなにか一つことなほ缺けて具はらざるとき、そをあたかも尊像に眼を書きて魂を入るごとくに、足らざるを末になしそへて物事を完からしむるをもまた入眼と云ひならはしたり。

愚管抄の内にて慈圓の女人入眼にょにんじゆげんに言ひ及べるは四ところあれども、女人入眼の例なめしとして卷五卷六に慈圓の名を上ぐるは、建春門院と京の二位と北條政子にほかなきなり。

卷五に高倉院登極あらせたまひて平清盛一族のいとど榮えゆきしさまを述ぶるところに、

我身ハ太政大臣ニテ、重盛ハ内大臣左大將ニテアリケル程ニ、院ハ又コノ建春門院ニナリカハラセ給ヒテ、日本國女人入眼モカクノミアリケレバ眞ナルベシ。

と記せるは、いかなるおもむきなるやらむ、いささかおぼつかなし。帝の御生母建春門院のそのをり時めきたまひしはさてもこそあれ、それをもてことさらに入眼に言ひ及ぶはいぶかしきかたなきにあらず。

卷六の内にて順徳院の御世の政まつしほのさま敍ぶるついでに、將軍實朝の母北條政子、兄せうと義時ともども關東の沙汰をおのが心のままにはからひしさま記して

此イモウトセウトシテ關東ヲバオコナヒテ有ケリ。

と云へるに續けて、

京ニハ卿二位ヒシト世ヲ取ツテ、女人入眼ノ日本國イヨクマコト也と云ベキニ

ヤ。

と云ひとぢめたり。

後鳥羽院の側にありて、この卿の二位の政に綺いみへりしさまを慈圓の説くこと卷六にてことに詳かなり。そも卿の二位といへるは修明門院の父藤原範季の姪なる藤原兼子にほかならず。後鳥羽院に親しみまゐらせし前太政大臣藤原頼實の妻となり、みづからも身にそなはれる才覺にまかせて政に口入くにかぶせしこと少からず、院にひしとつきまゐらせて御後見のごとくふるまひたり。

北條政子源頼朝をよく輔け、夫みまかりし後は兄北條義時と心を合はせて營中の政をとりさばき、ことには承久の兵亂ひやうらんにあたりて武者どもを叱り勵ましてつひて勝をとりしなりゆき知らぬ人とはあるまじければ、關東霸業のかたにとりてはこの政子に入眼の功ありと云はむもあながちよりどころなきにあらじ。

卿の二位と政子とつねは都と鎌倉に離れみたれども、ときに心を合はせて大事を誤りしことはた少からざりしがごとし。ことには建保七年實朝横死にやや先立つころ、政子上洛して卿の二位となにごとか密議をこらすことさへありたり。この時ことの仔細を漏れ聞きたりとおぼしき慈圓の目には、あたかも卿の二位と政子と女人二人のおもむけのままにしばらく國の政の定まりぬやにも見えにけむ。なにとやらむすざるなる思ひにたへかぬるあまり、

女人入眼ノ日本イヨクマコト也ケリト云ベキニヤ。

とふと書きすきすきべりしなるべし。

女人入眼とは女のつねに男の上にありて政をほしきままにするを云ふにてはなきなり。いかなるゆかりありやは知られねど、心かしくき女のふと出できて時に及びてその口入にまかせて政まつしほの要かなめもしは國の掟のしかと定まるをば女人入眼といふなりとせばおほかたは誤たざるべし。

たけくさかしき女の成り上りて、あるは表に現れまたは陰にひそみて公の政を心のままにあやつること、異國とくこくにてこそかへりてわが國にもまさりて例なほしあまたにて數ふるにいとまなかるべけれ。かかるあだし國の例いかにめざましくとも、そのみにては女人入眼の國

とはなかなか呼びがたし。まして建春門院卿の二位北條政子の例ばかりを引きて、日本を女人入眼の國と思ひ定めむこといとも危しといはでやはあるべき。ことの意こころにかなへりとおぼえざるなり。

そも卿の二位と政子のありしがゆゑに女人入眼の國となれりしにはあらず、日本初めより女人入眼の國なればこそ時ありて卿二位政子の出できたりて、慈圓をして女人入眼の國と呼ばしめしなれ。

卿の二位と政子のさかしきはたらきを見て、慈圓の女人入眼に思ひ至りしはむべおのづからなるなりゆきにてあやしむにたらねども、まことの女人入眼の深きことわりを考へむとせば、世に時めきし心とき女の才知にかかづらふのみにてはことたらはず、はるか神代にさかのぼりてわが國のくすしき成りたちに思ひ致さではすむまじきなり。

愚管抄卷三の内にて女帝高野天皇かくれたまひ後の光仁桓武天皇の御代のあれこれのことつばらかに敘ぶるついでに、慈圓左のごとくに女人入眼に言ひ及びたり。

神武ヨリ成務マデ十三代ハ、ヒシト正法ノ王位ナリ。自仲哀光仁マデ三十六代トカクウツリテヤウノコトハリヲアラハスニテ、コノアイダ女帝イデキテ重祚ト

テ、フタタビ位ニツカセ給コトモ、女帝皇極ト孝謙トニテ侍ルメリ。女人此國ヲバ入眼スト申傳ヘタルハ是也。

近き世の明正院後櫻町院のことは慈圓の與り知るべくもあらねばここに考へでもありなむ。古き世の女帝としては、重祚せさせたまひし皇極齊明天皇孝謙稱徳天皇のみにてもあらじ。ほかに推古持統元明元正とて四たりの女帝あらせたまひ、開化天皇やしはごの玄孫にて應神天皇を産みまゐらせたまひし神功皇后、慈圓は攝政と記しつつも第十四代の帝に數へまつれるがごとくにて、またさらに顯宗仁賢兩帝に先立ちてしばしがほど皇位を踐みたまひし御姊飯豐姫にも言ひ及べり。女身にて世を知ろしめたまひし帝のこと、あだし國にこころありし女皇女王のたぐひには比ぶべくもあらず、ひたぶるに仰ぎ尊ばむほかなかるべし。

このくすしきことわりなほざりの筆もては説きがたければ、ここにつばらに明めむよしなけれども、せめて心とめですむまじきは、女帝いまだ少からざりし上つ世より女帝すでに出でたまはず、かはりて攝政關白のひしと御後見うしろみとなりて萬機の沙汰に與れる中つ世へと遷り替りしさまにて、このこと慈圓、同じ巻にて左のごとくに解き明めむとせり。

サテ桓武ノ後ハ、ヒシト大織冠ノ御子孫臣下ニテソイタマフト申ハ、ミナマタ皇后母ト申ハ、コノ大臣ノ家ニ妻后母后ヲユキテ、眞ノ女帝ハ末代アシカランズレバ、

其ノ后ノ父を内覽ニシテ令用もちのみタランコソ、女人入眼ノ、孝養報恩ノ方モ兼行シテヨカラメトツクリテ、末代ザマノ、トカクマモラセ給ト、ヒシト心得ベキニテ侍也。

この慈圖の論あげつらひこちたくこみいりて解きがたきところなしとは云ひがたし。女人入眼にことよせて藤氏專權を由あるものに云ひなせるはいかなる意こころならむ。しひごとめきても聞ゆればいともいぶかし。

上つ世にはまれならざりし女帝、末代にはふさはねば、帝の妃また妹の後に御位に就きたまふことなくなりて、代りて後の父また兄、人臣のまま政をもはら執らではすむまじき世になりぬるなり。慈圖おほかたかくのごとく思ひはかりぬるがごとくなれども、もしかかることわりにしたがはむとせば、女人入眼より國母入眼に移り、國母入眼やがてその父もあしは兄の政にほかなかるべければ、女人入眼と藤氏專權のつながりなきにしもあらずといふべからむ。はたしてしからは、慈圖の右に敍べりしことのいはれまつたく聞ゆまじきにてもあらしかし。

およそ愚管抄の深義を究めむとせば、つねに必ず心とめであるまじきは、はるか古へ、天照大神の天兒屋根命に下したまひし神敍にて、このこと日本書紀神代卷下、天孫降臨を敍ぶるところにては

復救天兒屋根命太玉命惟爾二神亦同侍殿内善爲防護。

と記せり。慈圖愚管抄卷三にて聖德太子のことくさぐさ論ひて後

サテコノノチ、臣家イデキテ世ヲオサムベキ時代ニゾ、ヨクナリイル時マデマタ天照大神アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同ク殿内ニ侍テ能ク防ギ護ルコトヲ爲セト御一諾ヲハリニシカバ

と云ひて佛法王法のことにも説き及びたり。さらに卷七にては

アマノコヤネノミコトニ、アマテルヲホン神ノ、トノノウチニサブラヒテヨクフセギマモレト御一諾ヲハルカニシ、スヘノタカフベキヤウノ露バカリモナキ道理ヲエテ、藤氏ノ三功トイフ事イデキヌ。

と敍べて世の替りめにあたりて藤原氏のはたせし功の大いなるは、さながら皇太神宮の御約諾よりきたれることを明めむとつとめたり。藤氏の三功とは、大織冠の入鹿を誅せしこと、永手大臣百河宰相の光仁天皇を立てまゐらせしこと、昭宣公の陽成院をおろしまゐらせて小松の帝を立てまゐらせしことを云へるなり。藤氏攝籙の世となれるはこの三功の報いなりとも見ゆべけれども、慈圖の敍ぶることわりに沿ひてはるかにその源を尋ねもてゆけば、おのづから天照大神の中臣氏藤原氏の遠つ祖なる天兒屋根命に下したまひし御約諾に至らではあるべからねば、かしこきこといふはかりなし。

中つ世の政の基ひともなれるこの神敍につきて慈圖みづから女人入眼を云へるところ愚管抄の文の表にては見出でがたけれども、皇太神宮のくすしき御計らひ、げに女人入眼と

申さではすむまじきにこそ。これに比ぶればすでにけみ関せし建春門院卿の二位北條政子のこといづれもとるにたらず、ただかたそばなりとぞいはまほしき。

四度たひまでも天台座主に補せられし大僧正慈圓の佛法をひたぶるに尊ばであるまじきはさるべきことわりにて云はでもしるかるべし。佛法なくては王法の立つまじきこと、愚管抄のところどころにてねもころに説きたり。しかはあれど世にありきたれるなにくれの佛法教義の慈圓の史筆のほだしとなりて、神代に始まる道理の闇まされぬるあと、愚管抄の内に見出むことたやすからざるべし。

愚管抄卷一の皇帝年代記に先立ちて漢家年代を載せたれば、慈圓の漢土歷朝の隆替をも心にかけてはさることなれども、異國の聖賢に阿り、また儒家者風の僻説に泥めることはなくて、かへりて本朝と漢土との國の掟、ひとへに異なるさまを慈圓のしかと見定めたりしこと疑ふべくもあらず。されば卷七にて

ソレ國王ニハ國王フルマイヨクセン人ノヨカルベキニ、日本國ノナラヒハ、國王種姓ノ人ナラヌスヂヲ國王ニハスマジト神ノ代ヨリ定メタル國ナリ。

と記し、さらに

ソレ漢家ノ事ハタダ詮ニハソノ器量ノ一事キハマレルヲトリテ、ソレガウチカチテ國王とナルコト、サダメタリ。コノ日本國ハ初ヨリ王胤ハホカヘウツルコトナシ。

臣下ノ家ヲ定メヲカレヌ。

と云ひて、本朝にては皇統の他姓に遷ることなきをくどき述べたり。

そも愚管抄といふふみ典、ただ一わたりうち見るほどは、慈圓の説ける道理おほかたはしひごとめきて、またややもせば藤原氏ことにはおのが生れし九條家を重からしめむとて我が田に水を引くやうなるところさへなきにあらねば、さまでめでたしとも思はれねども、されど文の表はいかにてもあれ、慈圓の意をこころ推し測りつつさらにつまびらかにけみ関するときは、この法師の史眼のおぼろけならず奥深きことのおのづから俤ばれではやまざるなり。外國より渡り來れる儒佛の教説に惑ひてゆめたがふべからざるわが尊き國柄を見喪ふことなく、つひに女人入眼の國なりと見定めたることげに慈圓のいみじきさをしと認めてやはあらむ。近き世にかの本居宣長が斥けてやまざりし漢心からこころ、慈圓の愚管抄にはさしもしるからぬは思ひのほかなればおもしろきことよなし。

上つ世に國の掟を定めたまひしは天照大神の神敕にほかなければ、女人入眼ならで女神入眼と云はむかたこそまされりといはまほしけれ。

(令和六年一月十八日受附)

